

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月5日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社フォーサイト
【届出者の住所又は所在地】	名古屋市中区新栄二丁目2番7号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	03-6438-5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 齊藤 拓史／同 郭 宗滯／同 植田 公樹
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社フォーサイト (名古屋市中区新栄二丁目2番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社フォーサイトをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社プロトコーポレーションをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

- (注11) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)又は第14条(d)及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注12) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注13) 本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者(affiliate)は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注14) 公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関連者(affiliate)を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14c-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の開示方法)においても開示が行われます。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社プロトコーポレーション

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の主要株主かつ筆頭株主であり、対象者の創業家一族の資産管理会社である株式会社夢現(以下「夢現」といいます。所有株式数：13,614,480株、所有割合(注1)：33.70%)の完全子会社であり、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)プレミアム市場に上場している対象者株式の取得及び所有を主たる目的として、2024年12月25日付で設立された株式会社です。本書提出日現在、対象者の代表取締役会長である横山博一氏(以下「横山博一氏」といいます。所有株式数：902,000株、所有割合：2.23%)が公開買付者の代表取締役を務めており、また、公開買付者は、対象者株式を所有していません。

(注1)「所有割合」とは、対象者が2025年2月4日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(41,925,300株)から、対象者第3四半期決算短信に記載された2024年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,523,634株)(なお、株式付与ESOP信託が所有する対象者株式の数(92,160株)は対象者が所有する自己株式に含んでおりません。以下同じです。)を控除した株式数(40,401,666株)(以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。割合の計算において以下同じです。)をいいます。以下同じです。

今般、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式(以下に定義します。)を除きます。)を取得することにより、対象者株式を非公開化するための取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注2)に該当し、横山博一氏及び対象者の専務取締役である横山宗久氏(以下「横山宗久氏」といいます。所有株式数：537,960株、所有割合：1.33%)は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。公開買付者と対象者のその他の取締役及び監査役との間には、本公開買付け後の役員就任について特段の合意はありません。

(注2)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、対象者の株主である夢現(所有株式数：13,614,480株、所有割合：33.70%)、横山博一氏(所有株式数：902,000株、所有割合：2.23%)、横山宗久氏(所有株式数：537,960株、所有割合：1.33%)並びに対象者の株主かつ横山博一氏及び横山宗久氏の親族である横山順弘氏(以下「横山順弘氏」といいます。所有株式数：313,000株、所有割合：0.77%)(夢現、横山博一氏、横山宗久氏及び横山順弘氏を総称して、以下「本不応募合意株主」又は「横山氏ら」といいます。)との間で、2025年2月4日付で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計：15,367,440株、所有割合：38.04%。以下「本不応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会(下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。以下同じです。)において本スクイズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。)に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意しております。また、本スクイズアウト手続として行われる対象者株式の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)の効力発生前に公開買付者の要請があった場合には、夢現は他の本不応募合意株主の全部又は一部との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引(以下に定義します。)を行う旨も書面で合意しております(これらの合意を総称して、以下「本不応募契約」といいます。)。本不応募契約の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。これにより、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主は、(i) 下記買付予定数の下限に相当する対象者株式11,567,000株(所有割合：28.63%)以上を所有する公開買付者、(ii) 本不応募合意株主(所有割合：38.04%)及び(iii) 本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(ただし、公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。)となる予定です。そして、本公開買付け成立後に実施を予定している本スクイズアウト手続により、公開買付者及び本不応募合意株主の全部又は一部のみが対象者の株主となることを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて11,567,000株(所有割合：28.63%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(11,567,000株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けは対象者株式を非公開化することを目的としているため、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,567,000株)以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(11,567,000株)は、本基準株式数(40,401,666株)に係る議決権数(404,016個)に3分の2を乗じた数(269,344個)より、本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式に係る議決権数の合計(153,674個)を控除した議決権数(115,670個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものです。なお、本不応募合意株式については、本不応募合意株主との間で本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除しております。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主の全部又は一部のみとするための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。詳細については、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。)を実施する予定です。

本不応募合意株主は、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者の要請があった場合には、夢現が他の本不応募合意株主の全部又は一部との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結し、貸主となる横山博一氏、横山宗久氏及び横山順弘氏の所有する対象者株式の全部又は一部を借り受ける(以下「本貸株取引」といいます。)(可能性)があります。具体的には、(i)横山博一氏、横山宗久氏及び横山順弘氏の全部又は一部が、本貸株取引における貸主となり、所有する対象者株式の全部又は一部を夢現へ貸し出すこと、並びに、(ii)本貸株取引における借主である夢現が、貸主である横山博一氏、横山宗久氏及び横山順弘氏の全部又は一部に対して、本株式併合の効力発生後、本貸株取引を解消し、当該借り受けた対象者株式の全てと同等の価値の対象者株式を返還することを通じて、本不応募合意株主の全部又は一部が本スクイーズアウト手続後も対象者株式を継続して保有することを実現する予定です。本貸株取引が実行される場合には、借主となる夢現が、本株式併合後に、借り受けた対象者株式と同等の価値の対象者株式を返還できるようにするため、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者の別途指定する基準日及び割合をもって、対象者株式の分割を行うことを要請する予定ですが、本書提出日現在において詳細は未定です。

なお、貸株料等の条件は未定ですが、独立当事者間で同様の貸株取引が実施される場合に設定され得る取引条件と同水準の取引条件を設定する予定です。仮に貸株料が有償となった場合でも、夢現及び横山博一氏、夢現及び横山宗久氏、夢現及び横山順弘氏は、貸株料等の条件を定める各株式貸借契約を締結する日以前1年以上継続して法第27条の2第7項第1号に定める形式的特別関係者の関係にある者との間で行われることが想定されているため、本貸株取引は、法第27条の2第1項但書に定める「適用除外買付け等」に該当することになります。

また、公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「③ 届出日以後に借入を予定している資金」とおり、本公開買付けに係る決済に要する資金を、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)(からの借入れ(以下「本ローン」といいます。)(により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、本ローンに係る借入れを行うことを予定しております。

なお、対象者が2025年2月4日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)(によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記の対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

対象者は、1977年10月、創業者である横山博一氏が「中古車通信」を創刊したことをきっかけに、1979年6月、株式会社プロジェクトエイトとして設立され、その後、1991年2月、株式会社プロトコーポレーションに商号変更したとのことです。また、対象者は、2001年9月に日本証券業協会に株式を店頭登録、2004年12月にジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)(に株式を上場し、2010年4月にジャスダック証券取引所と株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)(の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ市場に上場したとのことです。その後、2010年10月に大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEOの各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場に上場し、2013年7月の大阪証券取引所及び東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場への上場を経て、2019年3月に東京証券取引所市場第一部に市場変更を行い、更に2019年9月に名古屋証券取引所市場第一部に上場したとのことです。現在は、2022年4月に行われた東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場区分の見直しに伴い、それぞれ東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に移行したとのことです。

対象者のグループは、2025年2月4日現在、対象者、連結子会社19社及び持分法適用関連会社1社(以下、総称して「対象者グループ」といいます。)で構成されており、プラットフォーム事業及びコマース事業を主たる事業としているとのことです。

対象者グループの事業内容は、以下のとおりとのことです。

(ア)プラットフォーム事業

対象者は、モビリティに関連する事業領域のうち、主に中古車領域、整備領域、新車領域で事業を展開しているとのことです。中古車販売店及び自動車ディーラー等が保有する商品在庫データや自動車整備工場のサービス情報を、対象者プラットフォームへの広告出稿及び在庫登録システムへの登録という形で収集し、対象者は、中古車販売店及び自動車ディーラーが対象者に対して支払う対象者プラットフォームの月額利用料金を主な収益としているとのことです。また、収集したこれらのデータを整理・分類してデータベース化し、最終的には対象者のメディアを通じて消費者にとって有用な情報コンテンツとして提供しているとのことです。このように、対象者は、消費者が必要とする情報コンテンツと販売店が保有する商品在庫データ等を対象者が提供するプラットフォーム上においてマッチングさせることによって、消費者の購買行動をサポートするとともに、販売店の販売機会の拡大に寄与しているとのことです。

中古車領域においては、売り手と買い手の間で情報の非対称性が生じやすい中古車市場において、売り手と買い手の間に立つ「グーネット」を運営し、中古車の価格、状態及び販売店等の情報を提供しているとのことです。また、グーネットのバックグラウンドシステムである「MOTOR GATE」を販売管理・顧客管理・在庫管理等の経営管理システムとして多くの中古車販売店に利用いただいているとのことです。また、中古車販売店の業務効率化支援として、AIが中古車の画像を基にグーネットに掲載する中古車物件情報を生成するオプション機能「MG AI」等をリリースしているとのことです。

整備領域においては、中古車領域と同様に、自動車整備工場とメンテナンス先を探すユーザーとの間で情報の非対称性が生じやすくなっており、「グーネットピット」では両者の間に立ち、ユーザーはパーツ持込み取付、整備・修理・塗装・板金、オイル交換、車検・点検・診断、作業実績等のメニューから整備工場を探すことが可能となっているとのことです。

新車領域においては、新車への乗り換えを検討している顧客に対して合理的な乗り換えタイミングを提案する商談支援ツール「DataLine Sales Guide」を新車ディーラー向けに提供しているとのことです。中古車価格のビッグデータの活用により、車両の将来価格を算出することによって、乗り換える場合と乗り続ける場合のコスト差を明確にし、乗り換えを検討している顧客に対して合理的な提案が可能となるとのことです。

加えて、中古車販売店をはじめとする法人企業向けサービスとして、全国のオート・オークション会場から収集した中古車落札価格情報をはじめ、落札価格情報を基に対象者が独自に商品化した中古車基準価格情報等、中古車流通において有用な情報の提供を行っているとのことです。更に、中古車の車両状態に係る情報を消費者に開示する「ID車両(グー鑑定車+メーカー認定中古車)」サービスの提供により、中古車選びにおける安心・信頼を高めるための事業支援サービスも行っているとのことです。

(イ)コマース事業

主に、タイヤ・ホイール通販サイト「AUTOWAY LOOP」及び「タイヤワールド館BEST」並びに店舗において輸入・国産タイヤ及びホイールの販売を行っているとのことです。

また、連結子会社の株式会社グーネットエクステンジにおいて、オークション会場から仕入れた車両を海外へ輸出するとともに、海外ユーザー向けメディア「GOONET Exchange」を通じて、国内中古車販売店の中古車輸出支援業務を行っているとのことです。

加えて、連結子会社のコスミック流通産業株式会社において、直営店及びECサイト「J・market」等を通じて、商品券やギフト券等のチケット流通事業を行っているとのことです。

(ウ)その他

上記プラットフォーム事業及びコマース事業の他、賃貸等不動産の保全・管理、農業、BPO(注1)、ソフトウェアの開発・販売、人材派遣、映像制作、バスケットボールチームの運営、売電及び投資事業を行っているとのことです。

(注1) BPOとは、「Business Process Outsourcing(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)」の略であり、企業活動における業務プロセスの一部を一括して専門業者に外部委託することを指します。

対象者グループは、「チェンジング・カンパニー ～挑戦し続けることで変化(チェンジング)を生み出す～」を企業目標として、創業以来、「お客様の満足(有益な情報とサービス)」、「社員の誇り(会社と仕事)」及び「株主からの信頼(将来と実績)」を得ることを目指して、クルマ情報から生活情報まで、膨大な情報から、最適な情報を収集・精査し、データを編集・加工することで、お客様一人一人のニーズに合わせたコンテンツをお届けしてきたとのことです。対象者グループは、インターネットの普及に先立つ1977年創刊の「中古車通信」から始まり、インターネットが主流でない1990年代後半に、中古車データ検索システムである「Data Line」の開発、2000年以降に、中古車のみならず、バイク、パーツ、車検、整備及び新車等のモビリティ領域において、メディアを拡大するとともに、雑誌からインターネット及びアプリへと形式を変化させ続けることで、業界のフロントランナーとしてのポジションを強固なものにしてきたと考えているとのことです。

しかしながら、上記のとおり、対象者グループが、プラットフォーム事業及びコマース事業ともにモビリティ領域を中心に事業を展開しているところ、対象者グループを取り巻く外部環境は、カーユーザーのニーズやライフスタイルの多様化、MaaS(注2)、カーシェアリング、自動運転技術及びEV化の進展、中古車販売店・整備工場・新車ディーラー・ガソリンスタンド等による相互参入及び情報技術の進化に伴う大手IT企業によるモビリティ関連産業への参入等により、大きく変化しているとのことです。対象者グループは、かかる外部環境の変化を踏まえた成長戦略を示すため、2022年5月13日に公表した「2022年3月期 決算説明資料」に記載されている「中期経営計画(2023年3月期～2025年3月期)」(以下「本中期経営計画」といいます。)を策定し、新商品・サービスの開発、既存商品の機能向上を推進し、プラットフォーム事業におけるモビリティ領域を中心に、DXに寄与する商品・サービスの導入拡大を図ってきたとのことです。

(注2) MaaSとは、「Mobility as a Service」の略であり、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもののことを指します。

その後、対象者グループは、本中期経営計画に則り事業を推進しているとのことですが、世界的な半導体不足や新型コロナウイルス感染症の流行の影響で、生産工場が停止したことによる新車販売台数の減少に伴う中古車流通量の減少及び人口の減少に伴う自動車全体の販売台数の減少トレンドを踏まえると、対象者にとってのお客様である中古車販売店、整備工場及び新車ディーラーについても取扱量が減少していくと予想されるため、市場環境の変化の流れに迅速に対応することができる強固な事業構造を確立する必要があると認識しているとのことです。

また、対象者は、2024年10月18日に公表した「特別調査委員会設置及び2025年3月期第2四半期決算発表延期に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、対象者元社員が架空取引(注3)を行い、対象者において一定の規模で取引先に対する架空の売上及び売上原価が計上されている疑い(以下「本架空取引事案」といいます。))があることが判明したことで、特別調査委員会を設置して調査を行ったとのことです。また、2024年11月13日に公表した「2025年3月期半期報告書の提出期限の延長申請の検討に関するお知らせ」及び2024年11月14日に公表した「2025年3月期半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、関係者へのヒアリング、関連資料の確認、デジタル・フォレンジック調査、社内アンケート調査及び同種又は類似事案の存否の分析等の調査を進めてきたとのことです。その後、原因分析及び再発防止策の検討等が予定されており、特別調査委員会の調査に相応の時間を要する見込みであったことから、法令に定める提出期限までに、2025年3月期半期報告書の提出は困難であるとの判断に至り、提出期限を2024年12月20日とする提出期限の延長の承認申請を行い、2024年11月14日に2025年3月期半期報告書の提出期限延長申請に係る承認を受けたとのことです。その後、2024年12月20日に公表した「2025年3月期半期報告書の提出完了に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2024年12月20日に2025年3月期半期報告書を東海財務局に提出したとのことです。更に、2024年12月20日に公表した「特別調査委員会の調査結果を受けた再発防止策の策定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、対象者は、2024年12月10日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしました特別調査委員会による再発防止に向けた提言を真摯に受け止め、再発防止に全力で取り組む所存であり、具体的な再発防止策は以下のとおりとのことです。

- (ア)販売業務プロセスにおける不備に対する改善策(売上計上の業務プロセスの改善)
- (イ)購買業務プロセスにおける不備に対する改善策 — 印刷物等取引における外注先の選定・発注権限の事業部からの分離(仕入計上の業務プロセスの改善)
- (ウ)決算・財務報告プロセスの不備に対する改善策(リスク情報の集約と分析の高度化)
- (エ)経理・財務部門の牽制機能の強化
- (オ)内部監査の体制強化
- (カ)組織風土の改善の取組みの継続

(注3) 架空取引とは、役務提供の裏付けが確認できないままに取引先等と送受金が行なわれている取引のことを指します。

なお、対象者が2024年10月18日に公表した「特別調査委員会設置及び2025年3月期第2四半期決算発表延期に関するお知らせ」は、対象者が夢現から本取引に関する意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。))を受領した2024年12月6日以前に公表したものであって、本取引とは無関係に行われたもののとのことです。

一方で、横山氏は、上記の対象者グループが置かれた状況や、中古車登録台数が、2001年における804万台から2023年には636万台と大きく減少している(注4)環境下において、これまでどおりの施策を実行するだけではモビリティ領域を取り巻く急激な環境変化に対応することは難しく、対象者グループが持続的な成長を実現していくことは困難であると考えております。また、現在、世界的な人口増加や気候変動を背景として、あらゆる資源が枯渇の危機にあると認識しており、それらの社会問題の解決のためには、循環型社会への転換が必要不可欠であり、対象者グループこそが、あらゆる物や人を循環させる循環型ビジネスモデルを確立し、循環型社会の実現に向けた一助となる必要があると考えております。横山氏は、対象者グループが中長期的に更なる発展を遂げ、企業価値向上を実現し、循環型社会の実現に向けて挑戦するためには、対象者グループにおいて一部既に取り組まれている下記(ア)及び(イ)の施策をより積極的かつ機動的に実行できる経営体制を構築し、短期的な業績や株価だけを追求するのではなく、迅速かつ柔軟な経営判断、機動的な経営資源配分を通じてこれらの施策を迅速に実行することが必要であると考えております。

(注4) 出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会

(ア)モビリティ領域における従量課金モデルの拡大

対象者グループは、中古車領域、整備領域においては、対象者グループのメディアに掲載するためのバックグラウンドシステムを利用する月額利用料金を、新車領域においては、新車商談支援システムを利用するための月額利用料金を、それぞれ主な収益としており、顧客毎の取引店舗数に応じて月額利用料が決まる月額単価モデルが事業の中心になっているとのことです。

横山氏らは、より強固な収益構造の構築を目指し、これらの月額単価モデルに加え、新規収益軸として、中古車鑑定や故障診断、車両メンテナンスサービスといった中古車販売店、整備工場、新車ディーラーの仕入れ台数、掲載台数、在庫台数、成約台数等の台数に紐づく従量課金モデルを一層強化することを検討しております。

(イ)プラットフォームビジネスの更なる拡大を通じた経済的・社会的価値の追求

対象者は、対象者グループの収益がモビリティ領域に大きく依存しているため、新規領域もターゲットとして見据え、M&A等を活用することでモビリティ領域に依存しない事業展開を推し進めているとのことです。足元では、2022年4月に、コスミック流通産業株式会社及びコスミックGCシステム株式会社の買収を通じた各種金券やギフト券の販売、2023年4月及び2024年4月には、株式会社観光経済新聞社の買収を通じた旅行・観光事業への事業領域の拡大を行っているとのことです。

横山氏らは、中長期的な企業価値向上のためには、モビリティ事業を始めとする特定の事業領域の浮き沈みに左右されない強固な事業基盤の構築が必要不可欠であると考えております。

具体的には、まずは上記3社に代表されるように、積極的なM&Aを活用しモビリティ事業以外の事業領域の拡大を検討しております。また、将来的にはこれらの事業について、更なる事業投資を行うことにより、膨大なデータをデータベース化し、消費者に有用な情報コンテンツとして提供するプラットフォームビジネスへと進化させることを検討しております。

これらの取組みによって、対象者はモビリティ事業のみならず、広範な事業領域でプラットフォームビジネスを展開し、全業界の課題でもある循環型ビジネスモデルの先端を行く企業への進化が可能となると考えております。加えて、横山氏らは、これらの事業領域の拡大こそが、対象者の企業目標である、これまでの発想や枠組みにとらわれず、新しい事業領域へ挑戦し、社会に新しい価値を生み出す「チェンジング・カンパニー」の実現そのものであると考えており、経営理念である「挑戦を未来の力に変え 夢と感動 楽しい!で 社会に貢献すること」を通じて、経済的価値のみならず、社会的価値を創造していくことに繋がると考えております。

しかしながら、かかる施策の収益への貢献が顕在化するまでには、顧客の認知度向上やシステムの構築等が必要となり、一定の期間を要することが見込まれ、特に上記の施策のうち(イ)を実行するためには人的投資やシステム投資等の多額の先行投資が必要となり、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化等、一時的に対象者グループの財務状況や業績を悪化させるリスクがあり、対象者グループが期待される利益を生み出すことが一時的に困難となる可能性も否定できないと考えております。

また、横山氏らは、対象者が上場企業である以上、短期的な業績に対してコミットメントが求められる中、上記の各施策の実行により中長期的な成長を優先する意思決定を行った結果、資本市場から十分な評価を得ることができず、対象者株式の株価の下落が生じ、既存株主の利益を損なう可能性もあるため、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実施することは困難であると考えております。

更に、横山氏らとしては、対象者は2001年9月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、2004年12月にジャスダック証券取引所に株式上場して以来、知名度の向上、優れた人材の確保、社会的な信用の向上等、上場会社として様々な上場メリットを享受してきた一方で、対象者が金融機関との間で良好な関係を築けており、間接金融を通じて必要に応じた資金調達が可能であるため、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性が当面見込まれていないこと、更には、これまで長きに亘る事業活動を通じて、対象者の知名度や社会的な信用力は既に確立できており、上場を維持していなくとも優秀な人材確保を継続し、取引先との取引関係を維持することは可能と考えていること等から、現在では対象者が上場を維持する必要性やメリットが低下している状況であると考えております。

また、近年のコーポレートガバナンス・コードの改訂、資本市場に対する規制の強化等により、有価証券報告書やコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じたステークホルダーに対する追加的かつ継続的な情報開示のための対応事項は年々増加しており、上場会社として株式上場を維持するために必要な会計監査人監査報酬や株主総会費用、証券代行関連費用等、人的・金銭的コストの負担は増加傾向にあり、横山氏らとしては、これらのコストが対象者の経営推進上の大きな負担となる可能性も否定できないことから、対象者株式の上場を維持することの意義を見出しにくい状況にあるとの考えに至りました。

そして、横山氏らは、2024年9月、対象者の企業価値向上のためには、短期的な利益や分配にとらわれずに、長期的な視点で経営陣及び従業員が一丸となって対象者グループのより一層の経営基盤強化に向けて、積極的に挑戦と進化を継続していくことのできる体制を構築すること、その中で迅速かつ柔軟な経営判断や機動的な経営資源配分を実現することが必要と考え、そのためには、対象者株式を可能な限り早期に非公開化することが、上記の各施策の実行に伴う一時的な業績の悪化等によって株価が低迷するといった対象者の株主の皆様のリスク負担を回避しつつ、各施策を機動的に実践するために最も有効な手段であるとの結論に至りました。

以上の考えにより、横山氏らは、本取引に関して更に検討を進めるにあたり、2024年12月上旬、外部のファイナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、外部のリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定し、具体的な検討を開始いたしました。そして、対象者の主要株主かつ筆頭株主であり、対象者の創業家一族の資産管理会社である夢現は、2024年12月6日に、対象者に対して、本意向表明書を提出するとともに、デュー・ディリジェンスを実施したい旨の申し入れを行い、同日、対象者から、検討に必要な体制を構築した上で、提案内容を検討する旨の連絡を受け、更に、2024年12月中旬に、対象者から、本特別委員会(下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に定義します。以下同じです。)を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。その後、横山氏らは、2024年12月18日から2025年1月24日まで、対象者に対する財務・税務及び法務デュー・ディリジェンスを実施しました。その上で、夢現は、本意向表明書に記載された本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容、直近の株価動向やデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、2025年1月10日から2025年2月3日までの間、対象者及び本特別委員会との間で本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)に関する協議・検討を重ねました。

具体的には、夢現は、対象者に対し、2025年1月10日、対象者が2025年3月期の期末配当を行わないことを前提として、2025年1月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,239円に対して45.28%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の計算において同じです。)、過去1ヶ月間の終値の単純平均値(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)1,284円に対して40.19%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,359円に対して32.45%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,395円に対して29.03%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,800円とする初回提案を行いました。これに対して、夢現は、2025年1月16日、対象者より、当該提案価格が、少数株主の利益確保の観点から不十分な価格であることを理由に、本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、対象者に対し、2025年1月20日、2025年1月17日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,248円に対して52.24%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,267円に対して49.96%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,343円に対して41.47%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,388円に対して36.89%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,900円とする旨の再提案を行いました。その後、夢現は、2025年1月21日、対象者より、当該提案価格が、依然として少数株主の利益確保の観点から不十分な価格であることを理由に、本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、対象者に対し、2025年1月24日、2025年1月23日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,240円に対して57.26%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,255円に対して55.38%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,331円に対して46.51%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,382円に対して41.10%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,950円とする旨の再提案を行いました。その後、夢現は、2025年1月27日、対象者より、当該提案価格が、依然として少数株主の利益確保の観点から不十分な価格であることを理由に、本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、対象者に対し、2025年1月29日、2025年1月28日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,252円に対して59.74%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,246円に対して60.51%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,323円に対して51.17%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,378円に対して45.14%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を2,000円とする旨の再提案を行いました。その後、夢現は、2025年1月30日、対象者より、当該提案価格が、依然として少数株主の利益確保の観点から不十分な価格であることを理由に、本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、対象者に対し、2025年1月31日、2025年1月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,248円に対して64.26%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,243円に対して64.92%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,317円に対して55.66%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,375円に対して49.09%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を2,050円とする旨の再提案を行いました。その後、夢現は、2025年2月3日、対象者より、本公開買付価格を2,150円とすることを検討するよう要請を受けたため、対象者に対し、2025年2月3日、2025年1月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,251円に対して67.87%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,243円に対して68.95%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,314円に対して59.82%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,373円に対して52.95%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を2,100円とする旨の最終提案を行いました。その後、夢現は、2025年2月3日、対象者より、夢現からの最終提案を応諾する旨の回答を受領いたしました。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年2月4日、本公開買付価格を2,100円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者は、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年12月6日に夢現から本意向表明書を受領したため、同日、夢現に対し、検討に必要な体制を構築した上で、提案内容を検討する旨の連絡をしたとのことです。対象者は、本意向表明書の内容について検討するにあたり、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2024年12月中旬に、対象者並びに公開買付者、夢現及び本不応募合意株主(以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。)から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業(以下「西村あさひ法律事務所」といいます。)を、対象者及び公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社(以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。)をそれぞれ選任したとのことです。また、2024年12月中旬に、本意向表明書に記載された提案内容を検討するための特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)を設置したとのことです。

そして、対象者は、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、西村あさひ法律事務所及びデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの助言を受けながら、本取引の実行の是非に関して、夢現との間で複数回にわたる協議・交渉を行ったとのことです。

また、本公開買付価格について、対象者は、2025年1月10日に夢現から本公開買付価格を1,800円とする旨の提案を受領した後、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから受けた対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの助言を受けながら、2025年1月16日に、夢現に対して、当該提案価格は、少数株主の利益確保の観点から不十分な価格であるとして、提案内容の再検討を要請したとのことです。その後、夢現との間において、本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、2025年1月20日に本公開買付価格を1,900円とする旨の提案を受領した後、本特別委員会の意見を踏まえた上で、2025年1月21日に、夢現に対して、当該提案価格は、依然として少数株主の利益確保の観点から不十分な価格であるとして、提案内容の再検討を要請したとのことです。その後、夢現との間において、本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、2025年1月24日に本公開買付価格を1,950円とする旨の提案を受領した後、本特別委員会の意見を踏まえた上で、2025年1月27日に、夢現に対して、当該提案価格は、依然として少数株主の利益確保の観点から不十分な価格であるとして、提案内容の再検討を要請したとのことです。その後、夢現との間において、本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、2025年1月29日に本公開買付価格を2,000円とする旨の提案を受領した後、本特別委員会の意見を踏まえた上で、2025年1月30日に、夢現に対して、当該提案価格は、依然として少数株主の利益確保の観点から不十分な価格であるとして、提案内容の再検討を要請したとのことです。その後、夢現との間において、本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、2025年1月31日に本公開買付価格を2,050円とする旨の提案を受領した後、本特別委員会の意見を踏まえた上で、2025年2月3日に、夢現に対して、本公開買付価格を2,150円とすることを要請したとのことです。そして、対象者は、夢現から、提示可能な最大限の価格として本公開買付価格を1株当たり2,100円とする旨の提案を2025年2月3日に受領したとのことです。

かかる交渉の結果を踏まえ、2025年2月3日、対象者は夢現に対して、最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で対象者取締役会決議(なお、当該取締役会決議は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されているとのことです。)を経てなされるという前提の下、本公開買付け価格を2,100円とする旨の提案を受諾する旨を回答したとのことです。対象者は、2025年2月3日に受領した本公開買付け価格を2,100円とする旨の提案について、その妥当性を本特別委員会に確認するほか、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから更なる意見等を聴取するとともに、2025年2月3日付でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容も踏まえて慎重に検討を行い、その結果、当該価格は、市場価格から見れば相応のプレミアムが付されていると評価でき、また、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(b) 算定の概要」に記載されているデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の算定結果のレンジの範囲内であること等を踏まえ、合理性を有する価格であって、妥当な価格であると判断したとのことです。このように、対象者は、公開買付者との間で、継続的に本公開買付け価格の交渉を行ってきたとのことです。

更に、対象者は、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2025年2月3日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです(本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)。その上で、対象者は、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて対象者の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議を行ったとのことです。

対象者は、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者が主力として事業展開を行うモビリティ領域は、カーユーザーのニーズやライフスタイルの多様化、MaaS、カーシェアリング、自動運転技術及びEV化の進展、中古車販売店・整備工場・新車ディーラー・ガソリンスタンド等による相互参入及び情報技術の進化に伴う大手IT企業からの参入等により外部環境が大きく変化していると認識しているとのことです。このように変化の絶えない厳しい環境下においては、積極的かつ機動的な経営体制の構築が不可欠であると考えているとのことです。

そして、横山氏は、上記の経営課題に対応し、中長期的に対象者の企業価値向上を実現するには、今こそ企業目標である「チェンジング・カンパニー」の実現に向けて、今までの発想や考え方に捉われずに、大胆な事業構造改革を進めることが重要であると考えており、その具体的な施策としては、(i)モビリティ領域における従量課金モデルの拡大及び(ii)プラットフォームビジネスの更なる拡大を通じた経済的・社会的価値の追求(詳細は上記「④ 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。)を想定しておりますが、対象者は、横山氏が想定する上記の方針・施策は、上記「④ 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の対象者が目指す方向性と近いものであり、対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。

また、対象者としても、上記(i)及び(ii)に記載の施策を実現するためには、積極的なM&Aの活用及び新たな事業における膨大なデータのデータベース化等への先行投資等が必要になると考える一方で、これらの取組みは、今後の収益に不確実性を生じさせるものであるため、短期的には、利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化、有利子負債の増加等による財務状況の悪化を招来するリスクがあり、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実施すれば、資本市場から十分な評価が得られず、その結果、対象者の株価の下落を招き、対象者の株主の皆様が短期的には悪影響を被る可能性を否定できないものと考えているとのことです。

そのため、対象者としても、対象者の株主の皆様に対して短期的な悪影響を被ることなく株式を売却できる機会を提供するとともに、対象者株式を非公開化することで、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新たな経営体制を構築することが、対象者の企業価値向上を実現する最良の選択であると判断したとのことです。

加えて、横山博一氏及び横山宗久氏は対象者グループの事業内容を熟知していること及びこれまで対象者グループを牽引してきた実績があることを踏まえれば、横山博一氏及び横山宗久氏がマネジメント・バイアウト(MBO)の手法により引き続き対象者の経営陣の立場であり続けること、すなわち横山博一氏及び横山宗久氏が所有と経営の双方を担うことは十分な合理性があると判断したとのことです。

なお、対象者株式の非公開化を行った場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人財の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられるとのことです。しかしながら、対象者グループの現在の財務状況や昨今の間接金融における低金利環境等に鑑みると、今後数年間においてはエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれないとのことです。加えて、対象者グループの社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人財の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分もあること、また、対象者が非公開化することにより、人財確保に影響が生じることは考え得るものの、対象者がこれまで培ってきたブランド力・知名度により、対象者の非公開化が人財確保に与える影響は大きくないと考えられること、更に、上場企業である限り発生する上場維持費用、金融商品取引法上の開示及び監査対応に係るリソース及び費用、IR関連費用等株主対応に関する経営資源を他の経営課題の解決に振り分けることが可能になる等の理由から、非公開化のデメリットは限定的であると考えているとのことです。

したがって、対象者取締役会は上記に記載した検討を踏まえて、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断したとのことです。以上を踏まえ、対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することで、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新たな経営体制を構築することが、対象者の企業価値向上を実現する最良の選択であると判断したとのことです。

また、対象者取締役会は、本公開買付価格(2,100円)が、(i)下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(b) 算定の概要」に記載されているデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによる対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限値を上回るとともに、DCF法による算定結果のレンジの範囲内にあり、かつ中央値を上回っていること、(ii)本公開買付けの公表日の前営業日である2025年2月3日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,210円に対して73.55%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,242円に対して69.08%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,311円に対して60.18%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,371円に対して53.17%のプレミアムが加算されており、上場来最高値(1,674円、2021年9月16日のザラ場。)を上回る価格であること及びこれらのプレミアムは2019年6月28日以降に公表され、2025年1月14日までに公開買付けが成立した非公開化を目的としたMBO案件におけるプレミアムの実例75例(公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値の単純平均値におけるそれぞれのプレミアム率の中央値が、42.53%、45.16%、45.89%及び49.16%)と比較しても遜色ない水準が確保されており、合理的なプレミアムが付された価格であると評価できること、(iii)対象者が「特別調査委員会設置及び2025年3月期第2四半期決算発表延期に関するお知らせ」を公表した2024年10月18日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,446円に対して45.23%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,497円に対して40.28%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,432円に対して46.65%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,411円に対して48.83%のプレミアムが加算されており、これらのプレミアムは上記(ii)に記載の類似プレミアムの実例75例におけるプレミアム率と比較しても遜色ない水準が確保されており、合理的なプレミアムが付された価格であると評価できることに加え、2024年10月18日に「特別調査委員会設置及び2025年3月期第2四半期決算発表延期に関するお知らせ」を公表して以降、対象者株式の市場株価が下落したという事実が存することを踏まえても、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の2024年10月18日付「特別調査委員会設置及び2025年3月期第2四半期決算発表延期に関するお知らせ」による本架空取引事案に関する公表は、本取引とは無関係に行われたものであることからすると、この時期に本取引を行うことが不合理とはいえないこと、(iv)下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の利益相反を解消するための措置が取られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(v)上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによる対象者株式の株式価値に係る算定結果の内容や本特別委員会との協議、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言等を踏まえながら、対象者と夢現の間で、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること、(vi)本特別委員会の要請により、本公開買付けに関する価格提案の有意な引き上げが実現されていること等を踏まえ、対象者取締役会は、本取引について、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上されると見込まれるとともに、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は2025年2月4日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役(対象者の取締役会は12名で構成されるところ、横山博一氏及び横山宗久氏の2名を除く、取締役の10名)の全員一致で、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議したとのことです。当該取締役会には、対象者の監査役4名(山田信二氏、戸叶弘氏、富永新氏及び雑賀仁志氏)が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、(i)横山博一氏は、公開買付者の代表取締役であること、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していること及び夢現の株主であり、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討していることから、(ii)横山宗久氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していること及び夢現の株主であり、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討していることから、本取引に関して対象者との間で利益相反関係が存在するため、特別利害関係取締役に該当するおそれがあるものとして、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

③ 本公開買付け後の経営方針

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、横山博一氏及び横山宗久氏は、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営陣と共同して経営にあたり、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」に記載の経営施策を推進する予定です。なお、本書提出日現在において、公開買付者と対象者のその他の取締役及び監査役との間には、本公開買付け成立後の役員就任や処遇についての合意はありません。公開買付者及び横山氏は、本公開買付け成立後の具体的な対象者の役員構成を含む経営体制については、現時点で想定している事項はなく、本公開買付け成立後、対象者と協議しながら、検討・決定していく予定です。

なお、対象者グループにおいては、2024年10月18日付で公表した「特別調査委員会設置及び2025年3月期第2四半期決算発表延期に関するお知らせ」、2024年12月10日付で公表した「特別委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」、及び2024年12月20日付で公表した「特別調査委員会の調査結果を受けた再発防止策の策定に関するお知らせ」のとおり、対象者元社員による本架空取引事案が発生し、対象者にて上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」に記載の再発防止策が策定されたとのことですが、横山博一氏及び横山宗久氏は、本取引後も、上場会社と同程度に厳格なガバナンス体制を維持する方針であり、再発防止策の着実な実行による同種事案の再発防止のみならず、対象者グループの発展及び企業価値の回復・向上に寄与するために必要な施策に真摯に取り組んでいく予定です。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、応募下限が過度に高くなり対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の①乃至⑥の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

- ① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得
- ④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
- ⑤ 対象者における独立した検討体制の構築
- ⑥ 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「４ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

公開買付者は、本不応募合意株主それぞれとの間で、2025年2月4日付で本不応募契約を締結しております。本不応募契約の内容は以下のとおりです。

(ア) 本公開買付けへ応募しないことに関する合意

本不応募合意株主は、本不応募合意株式(合計：15,367,440株、所有割合：38.04%)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

(イ) 対象者株式に係る議決権行使に関する合意

公開買付者は、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主の全部又は一部のみとすることを目的として、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、本不応募合意株主は、本不応募合意株式に係る議決権の行使として、上記各議案に賛成することを合意しております。

(ウ) 貸株に関する合意

夢現は、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者の要請があった場合には、他の本不応募合意株主の全部又は一部との間で本貸株取引を実行することを合意しております。なお、貸株料等の条件は未定です。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)の取得を目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定であり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2025年5月中旬～下旬頃を予定しています。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条及び第234条第2項乃至第5項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者及び本不応募合意株主の全部又は一部のみが対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。また、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)」に記載の本スクイズアウト手続を実施することを予定しておりますので、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場において取引することはできません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年2月5日(水曜日)から2025年3月21日(金曜日)まで(30営業日)
公告日	2024年2月5日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき、金2,100円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報等の資料等を踏まえ、対象者の事業及び財務の状況について総合的に分析しました。また、公開買付者は、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果に加え、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることから、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年2月3日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値(1,210円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値の単純平均値(1,242円、1,311円及び1,371円)の推移を参考にしつつ、対象者及び本特別委員会との協議・交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に2025年2月4日に本公開買付価格を2,100円とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、上記のとおり、諸要素を考慮し、かつ、対象者及び本特別委員会との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。 なお、本公開買付価格2,100円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年2月3日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,210円に対して73.55%、過去1ヶ月間(2025年1月6日から2025年2月3日まで)の終値の単純平均値1,242円に対して69.08%、過去3ヶ月間(2024年11月5日から2025年2月3日まで)の終値の単純平均値1,311円に対して60.18%、過去6ヶ月間(2024年8月5日から2025年2月3日まで)の終値の単純平均値1,371円に対して53.17%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。 また、本公開買付価格2,100円は、本書提出日の前営業日である2025年2月4日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,280円に対して64.06%のプレミアムを加えた価格となります。

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」のとおり、横山氏は、対象者の企業価値向上のためには、短期的な利益や分配にとらわれずに、長期的な視点で経営陣及び従業員が一丸となって対象者グループのより一層の経営基盤強化に向けて、積極的に挑戦と進化を継続していくことのできる体制を構築すること、その中で迅速かつ柔軟な経営判断や機動的な経営資源配分を実現することが必要と考え、そのためには、対象者株式を可能な限り早期に非公開化することが、上記の各施策の実行に伴う一時的な業績の悪化等によって株価が低迷するといった対象者の株主の皆様のリスク負担を回避しつつ、各施策を機動的に実践するために最も有効な手段であるとの結論に至りました。 以上の考えにより、横山氏は、本取引に関してさらに検討を進めるにあたり、2024年12月上旬、外部のファイナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、外部のリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定しました。そして、対象者の主要株主かつ筆頭株主であり、対象者の創業家一族の資産管理会社である夢現は、2024年12月6日に、対象者に対して、本意向表明書を提出するとともに、デュー・ディリジェンスを実施したい旨の申し入れを行い、同日、対象者から、検討に必要な体制を構築した上で、提案内容を検討する旨の連絡を受け、更に、2024年12月中旬に、対象者から、本特別委員会を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。その後、横山氏は、2024年12月18日から2025年1月24日まで、対象者に対する財務・税務及び法務デュー・ディリジェンスを実施しました。その上で、夢現は、本意向表明書に記載された本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容、直近の株価動向やデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、2025年1月10日から2025年2月3日までの間、対象者及び本特別委員会との間で本公開買付価格に関する協議・検討を重ねました。 具体的には、夢現は、対象者に対し、2025年1月10日、対象者が2025年3月期の期末配当を行わないことを前提として、2025年1月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,239円に対して45.28%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,284円に対して40.19%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,359円に対して32.45%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,395円に対して29.03%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,800円とする初回提案を行いました。これに対して、夢現は、2025年1月16日、対象者より、当該提案価格が、少数株主の利益確保の観点から不十分な価格であることを理由に、本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、対象者に対し、2025年1月20日、2025年1月17日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,248円に対して52.24%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,267円に対して49.96%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,343円に対して41.47%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,388円に対して36.89%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,900円とする旨の再提案を行いました。その後、夢現は、2025年1月21日、対象者より、当該提案価格が、依然として少数株主の利益確保の観点から不十分な価格であることを理由に、本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、対象者に対し、2025年1月24日、2025年1月23日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,240円に対して57.26%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,255円に対して55.38%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,331円に対して46.51%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,382円に対して41.10%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,950円とする旨の再提案を行いました。その後、夢現は、2025年1月27日、対象者より、当該提案価格が、依然として少数株主の利益確保の観点から不十分な価格であることを理由に、本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、対象者に対し、2025年1月29日、2025年1月28日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,252円に対して59.74%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,246円に対して60.51%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,323円に対して51.17%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,378円に対して45.14%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を2,000円とする旨の再提案を行いました。その後、夢現は、2025年1月30日、対象者より、当該提案価格が、依然として少数株主の利益確保の観点から不十分な価格であることを理由に、本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、対象者に対し、2025年1月31日、2025年1月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,248円に対して64.26%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,243円に対して64.92%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,317円に対して55.66%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,375円に対して49.09%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を2,050円とする旨の再提案を行いました。その後、夢現は、2025年2月3日、対象者より、本公開買付価格を2,150円とすることを検討するよう要請を受けたため、対象者に対し、2025年2月3日、2025年1月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,251円に対して67.87%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,243円に対して68.95%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,314円に対して59.82%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,373円に対して52.95%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を2,100円とする旨の最終提案を行いました。その後、夢現は、2025年2月3日、対象者より、夢現からの最終提案を応諾する旨の回答を受領いたしました。 以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年2月4日、本公開買付価格を2,100円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。
-------	--

(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、応募下限が過度に高くなり対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の①乃至⑥の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、公開買付者から提示された本公開買付けに対する意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者及び公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年2月3日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、本「本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付けの公正性及び本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置等を実施していることを踏まえ、本公開買付けを含む本取引の公正性が担保されていると考えた結果、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから本公開買付けの公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。また、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、対象者及び公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対する報酬には、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本取引の成立等を条件とする成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、報酬の一部を成功報酬とすることには、本取引が不成立となった場合の取引費用を限定することが可能になるという合理性があること及び報酬体系としても同種の取引における一般的な実務慣行であること等を勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることの一事をもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。また、本特別委員会において、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの独立性に問題がないことが確認されているとのことです。

(b) 算定の概要

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、複数の算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて、対象者株式の1株当たりの株式価値の算定を行ったとのことです。

上記の各方式に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 1,210円～1,371円
DCF法 : 1,808円～2,301円

市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年2月3日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値1,210円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,242円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,311円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,371円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,210円～1,371円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2025年3月期から2028年3月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)に基づく財務予測及び投資計画、並びに一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2025年3月期第4四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定しているとのことです。その際、8.5%～10.5%の割引率を採用しているとのことです。また、継続価値については永久成長率法を採用し、0%～1.0%の永久成長率を採用しているとのことです。その結果、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,808円～2,301円と算定しているとのことです。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーがDCF法で算定の前提とした本事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点で具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味していないとのことです。

本事業計画は、下記「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しているとのことです。

(単位：百万円)

	2025年 3月期 (3ヶ月)	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期
売上高	23,966	118,135	121,029	123,509
営業利益	1,141	8,215	8,998	9,565
E B I T D A	1,600	9,993	10,928	11,549
フリー・キャッ シュ・フロー	1,732	4,806	5,155	5,435

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するために、対象者及び公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、西村あさひ法律事務所は、対象者及び公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。西村あさひ法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の公表や成立を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会において、西村あさひ法律事務所の独立性に問題がないことが確認されているとのことです。

③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、2024年12月13日開催の対象者取締役会において、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、公開買付関連当事者との間に利害関係を有しない、対象者社外取締役兼独立役員である北山恵理子氏、梶浦雅己氏、木全美加氏(公認会計士、木全美加公認会計士事務所代表)及び鈴木真理氏(弁護士、後藤・鈴木法律事務所)の4名によって構成される本特別委員会を設置し、同委員会による答申内容を最大限尊重した意思決定を行うことを決議したとのことです(委員の互選により、本特別委員会の委員長として北山恵理子氏が選定されているとのことです)。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。本特別委員会の各委員に対しては、別途の報酬・手当は支払わないことを決定しており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は採用されていないとのことです。

そして、対象者は、当該取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(i)本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)、(ii)本取引の取引条件の妥当性、(iii)本取引に係る手続の公正性、(iv)本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないか、(v)本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非(以下、総称して「本諮問事項」といいます。)を諮問し、これらの点について答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

また、対象者は、当該取締役会決議において、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でなく、本取引に賛同すべきでないと判断した場合には、本取引に賛同しないことを併せて決議しているとのことです。加えて、対象者は、本特別委員会に対し、(i)対象者の費用負担の下、本特別委員会のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関やリーガル・アドバイザーを選任し、又は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関やリーガル・アドバイザーを指名若しくは承認(事後承認を含む。)する権限、(ii)対象者の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限、(iii)必要に応じて、本取引の取引条件等の交渉を行う権限(なお、本特別委員会が、本取引の取引条件等の交渉を直接行わない場合であっても、必要に応じて、例えば、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確保するよう努めるものとし、対象者は当該状況が確保されるよう協力する)、(iv)その他本諮問事項の検討に必要な事項等の権限を与えることを、対象者取締役会にて決議しているとのことです。

本特別委員会は、2024年12月16日から2025年2月3日までの間に合計10回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。具体的には、まず、第1回の本特別委員会において、対象者が選任したリーガル・アドバイザー、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを対象者のリーガル・アドバイザー、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。

また、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認しているとのことです。

その上で、本特別委員会は、対象者から、対象者の事業環境及び経営課題並びに本意向表明書についての見解、本取引による非公開化の要否、本取引の意義及びメリット、本取引によって見込まれる対象者事業への影響の内容、対象者の事業計画の内容及び作成経緯等についてインタビュー形式及び書面で説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。また、横山氏らから、本取引の目的及び背景並びに本取引における非公開化の要否、本取引のスキーム及び条件、本取引の意義及びメリット、本取引によって見込まれる対象者事業への影響の内容、本取引後の経営方針、本取引の公正性を担保するための措置等についてインタビュー形式及び書面で説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。更に、本特別委員会は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから、本取引の条件等についての交渉経緯及び対象者株式の株式価値算定についての説明を受けるとともに、西村あさひ法律事務所から、本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者から、対象者と公開買付者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者から本公開買付価格を1株当たり2,100円とする旨の提案を受けるに至るまで、対象者に複数回意見する等して、公開買付者との交渉過程に実質的に関与したとのことです。

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年2月3日、対象者取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しているとのことです。

(i) 答申内容

- i 本取引の目的は、合理性を有すると考えられる。
- ii 本取引の取引条件は、妥当性を有すると考えられる。
- iii 本取引に係る手続は、公正性が確保されていると考えられる。
- iv 本取引を行うことは一般株主にとって不利益ではないと考えられる。
- v 本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる。

(ii) 答申理由

i 本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)

対象者グループは、プラットフォーム事業及びコマース事業ともにモビリティ領域を中心に事業を展開しているところ、カーユーザーのニーズやライフスタイルの多様化、MaaS、カーシェアリング、自動運転技術及びEV化の進展等の外部環境の変化を踏まえると、中長期的な企業価値の向上のためには対象者グループの事業の構造改革は必要であると考えられる。この点、横山氏ら及び対象者が想定している、(i)モビリティ領域における従量課金モデルの拡大及び(ii)プラットフォームビジネスの更なる拡大を通じた経済的・社会的価値の追求という企業価値向上施策は、対象者のモビリティ領域におけるプラットフォームビジネスの競争優位性・強みを活かしつつ、外部環境の変化に対応するものであると認められ、中長期的な企業価値の向上を図る施策として、特段不合理であるとは認められない。

なお、公開買付関連当事者は、非公開化後も上場会社と同程度のカバナンス体制を維持するとともに、対象者元社員による架空取引事案も踏まえて不正が行われないような仕組みの構築を検討する旨説明しているところ、かかる説明も、対象者の経営課題に対応するものであると評価できる。

上述の企業価値向上施策、特に(ii)プラットフォームビジネスの更なる拡大に係る施策の実施にあたっては、M&A等の積極的な実施、プラットフォームの構築、各事業領域のデータのデータベース化等に相当程度の規模の先行投資が必要となると考えられ、短期的には、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化等の財務・業績の悪化を招くリスクも否定はできないものと考えられる。これらの点を踏まえると、短期的な株式市場からの評価にとらわれずに、抜本的、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とするために、対象者株式の非公開化が必要であるという横山氏ら及び対象者の説明には合理性はあるものと認められる。

なお、一般に、上場廃止に伴うデメリットとして、(i)エクイティ・ファイナンスによる資金調達手段の制約、(ii)上場会社としてのブランドの毀損、(iii)人材採用への悪影響等が考えられるところ、横山氏ら及び対象者からの説明を踏まえると、(i)については、昨今の間接金融における低金利環境等に照らすと、当面の間は間接金融を通じて必要に応じた資金調達を行うことが想定されるため、エクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は高くなく、(ii)及び(iii)については、これまで長きに亘る事業活動を通じて、対象者の知名度や社会的な信用力は既に確立できており、上場を維持していなくとも優秀な人材確保を継続し、取引先との取引関係を維持することは可能と考えているとのことであり、当該説明に不合理な点は見当たらない。

以上の検討内容を踏まえると、本取引の目的は、対象者グループの企業価値の向上に資するものと認められ、合理性を有すると考えられる。

ii 本取引の条件の妥当性

ア 本公開買付価格である2,100円は、以下の点を総合的に考慮すると、妥当性を有すると考えられる。

(ア)本公開買付価格は、2019年6月28日以降に公表され、2025年1月14日までに公開買付けが成立した非公開化を目的としたMBO案件におけるプレミアムの実例75例(公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間間及び同過去6ヶ月間間の終値の単純平均値におけるそれぞれのプレミアム率の中央値が42.53%、45.16%、45.89%及び49.16%。)と比較しても遜色のない水準のプレミアムが付されていること

(イ)本公開買付価格は、対象者による本架空取引事案の公表日(2024年10月18日)の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,446円に対して45.23%のプレミアムを加えた価格、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,497円に対して40.28%のプレミアムを加えた価格、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,432円に対して46.65%のプレミアムを加えた価格、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,411円に対して48.83%のプレミアムを加えた価格であり、上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の本公開買付けの実施の公表日以前の市場株価に対するプレミアム水準よりは低いものの、本架空取引事案の公表以前の市場株価に対する本公開買付価格のプレミアム水準は、上記(ア)に記載の類似実例におけるプレミアム水準と比較した場合にも遜色ない水準のプレミアムが付されていることに加え、以下の点に鑑みると、この点をもって、本公開買付価格に妥当性が認められないとはいえないと考えられること

	(a)横山氏ら及び対象者によれば、本架空取引事案の公表が本取引の公表に先立ち対象者株式の株価を下落させることを目的として恣意的に行われたものではないとのことであるところ、以下の点に鑑みると、かかる説明は特段不合理ではないと考えられること - 本架空取引事案は、対象者元社員が単独で実行したものであって組織的な不正ではなく、その発覚の経緯は、2024年5月、当該元社員による一部取引において、売掛金が未回収となる事案が発生したことを受けて、事実関係の確認を進めたというものであり、期間が長期に亘ることから、当該不正を行った元社員や取引先等への確認に時間を要したため、2024年10月18日付での公表に至ったというものであり、その経緯自体に特段恣意性を窺わせる事情は見当たっていないこと - 対象者によれば、2024年10月の本架空取引事案の公表は、金融商品取引所の規則等を踏まえて、取締役会の決議を経て行われたものであり、横山氏らの恣意的な指示によって行われたものではないとのことであること - 対象者が夢現から本意向表明書を受領したのは2024年12月6日であり、また、横山氏らが外部のアドバイザーを選定し、具体的な検討を開始したのは2024年12月上旬であることを踏まえると、本架空取引事案が公表された2024年10月18日の時点で本取引の実施が確実であったとはいえないと考えられること - 横山氏らによれば、対象者グループの事業環境等に鑑みると、今こそ中長期的な戦略として上記各施策を実施していく必要があることから、2024年12月6日に本取引の提案をするに至ったとのことであり、かかる説明自体が不合理であると認めるに足りる事情は窺われないこと (b)本架空取引事案の公表後、対象者株式の市場株価は下落傾向にあるものの、一般に市場株価への影響の要因には様々なものが考えられ、必ずしも本架空取引事案の公表のみが要因とはいえないこと (c)本架空取引事案の公表後、4ヶ月弱が経過しているところ、その間に架空取引事案の調査結果及び再発防止策等が公表されており、架空取引事案の公表前の市場株価が対象者の直近の状況を反映したものと必ずしもいえず、本取引の公表日の前営業日である2025年2月3日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値が、現在の対象者株式の本来的な企業価値を反映したものであると考えることも合理的であること (d)本公開買付価格は、下記(エ)のとおり、本架空取引事案の公表前における対象者株式の市場価格も踏まえて、本特別委員会の実質的な関与のもと、公開買付関連当事者による影響力を排除した独立当事者間の交渉と評価できる交渉が実施されて合意されたものであること (ウ)対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーであるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから株式価値算定書を取得し参考としているところ、評価手法の選択自体については同種案件の株式価値の評価実務からして不合理な点は認められず、DCF法による算定の前提となった事業計画、割引率や継続価値の算出ロジックにも特に不合理な点は見当たらなかったこと。本公開買付価格は、市場株価法により算定された価格帯の上限値を上回っており、DCF法により算定された価格帯の中央値を上回っていること (エ)本公開買付価格は、第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーであるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによる算定結果を参考に、本公開買付価格を公正かつ妥当な水準にまで高めるために、本特別委員会が実質的に関与するかたちで、公開買付関連当事者による影響力を排除した独立当事者間の交渉と評価できる交渉を実施し、当初提示額よりも16.67%引き上げられた価格で決定されたこと イ また、公開買付者が、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除く。)を取得できなかった場合に予定されている本スクイズアウト手続の条件は、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定・決定される予定であるところ、本スクイズアウト手続は、本公開買付けと時間的に近接しており、本公開買付け及び本スクイズアウト手続において交付される対価が同一のものとなるようにすることは合理的であると考えられる。 ウ 上記ア及びイによれば、本取引の取引条件は妥当性を有すると考えられる。
--	--

iii 本取引に係る手続の公正性

以下のとおり、本取引においては、対象者の一般株主の利益を図る観点から、2019年6月28日付で経済産業省が公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」に定められる各公正性担保措置に則った適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらない。したがって、本取引においては公正な手続を通じた対象者の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされており、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。

(ア)本取引の検討に際しては、以下のとおり、独立性を有する特別委員会が設置されており、これが有効に機能していることが認められる。

- ・ 本取引に係る取引条件の形成過程全般にわたって、本特別委員会が本取引に対して関与する状態が確保されていたこと
- ・ 本特別委員会の委員は、独立性を有し、専門性・属性にも十分配慮して選定されたものであること
- ・ 本特別委員会の設置等の各過程において、対象者の独立社外取締役及び独立社外監査役が主体性を持って実質的に関与する体制が確保されていたこと
- ・ 本特別委員会は、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与しており、本取引に関する検討過程において、適時にリーガル・アドバイザーである西村あさひ、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの専門的な助言・意見等を取得していたこと
- ・ 非公開情報も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行うことのできる状況が確保されていたこと
- ・ 対象者は、本特別委員会の設置に係る取締役会決議において、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でなく、本取引に賛同すべきでないとは判断した場合には、本取引に賛同しないことを併せて決議しており、本取引について、取締役会が特別委員会の意見を尊重して意思決定を行うことのできる体制が確保されていること
- ・ 対象者において、利害関係を有する取締役を本取引に関する対象者の取締役会における審議及び決議に参加させておらず、対象者の立場において、本取引の検討、協議及び交渉にも一切参加させていないとともに、本取引の検討・交渉に際して、公開買付関連当事者から独立した社内検討体制が構築されていたこと

(イ)対象者は、対象者及び公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対象者株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得している。

(ウ)本取引においては、本公開買付けにおける買付け等の期間が、法令に定められた最短期間である20営業日を超える30営業日に設定されており、かつ、公開買付者及び対象者は、公開買付者以外の対抗提案を行う者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、これらにより間接的なマーケット・チェックが実施されている。なお、本取引においては、積極的なマーケット・チェックは実施されていないが、本不応募合意株主の有する対象者株式の所有割合が合計38.04%となっており、本不応募合意株主において第三者への売却に応じる意思が乏しい状況下にあること及び情報管理の観点から考慮すると、積極的なマーケット・チェックの実施には慎重な検討が必要であることに加え、本取引においては、上記のとおり、公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると評価できる。

(エ)本公開買付けにおいては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定される予定はないが、本取引においては、①本不応募合意株主が対象者株式15,367,440株(所有割合：38.04%)を所有しているため、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の利益に資さない可能性があること、②上記(ア)乃至(ウ)並びに下記(オ)及び(カ)の公正性担保措置が講じられていること、③本公開買付価格について、上記ii(エ)のとおり、夢現との間の交渉により、公開買付価格として公正かつ妥当と評価できる水準に達したと考えられることから、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではないと認められる。

(オ)本取引においては、対象者の開示資料において、2019年6月28日付で経済産業省が公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」が求める情報の開示がなされることが予定されているものと認められる。

(カ)本取引においては、上記iiイのとおり、本公開買付け後に本スクイズアウト手続が予定されており、一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされているといえる。

	iv 本取引を行うことは対象者の一般株主にとって不利益ではないか 上記i乃至iiiの検討のとおり、本取引の目的は合理性を有し、本取引の取引条件は妥当性を有し、本取引に係る手続は公正性が確保されていると考えられることから、本取引を行うことは一般株主にとって不利益ではないと考えられる。 v 本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非 上記i乃至ivを踏まえると、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる。 ④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見 対象者は、西村あさひ法律事務所から得た法的助言及びデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討したとのことです。その結果、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者取締役会は、本公開買付けについて、本公開買付けにより対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年2月4日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役(対象者の取締役会は12名で構成されるところ、横山博一氏及び横山宗久氏の2名を除く、取締役の10名)の全員一致で、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議したとのことです。当該取締役会には、対象者の監査役4名(山田信二氏、戸叶弘氏、富永新氏及び雑賀仁志氏)が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。 なお、対象者の取締役のうち、(i)対象者の代表取締役会長である横山博一氏は、公開買付者の代表取締役であること、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していること及び夢現の株主であり、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討していることから、(ii)対象者の専務取締役である横山宗久氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していること及び夢現の株主であり、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討していることから、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。 ⑤ 対象者における独立した検討体制の構築 対象者は、上記「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付関連当事者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、横山博一氏及び横山宗久氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、本取引に関する取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において、公開買付関連当事者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。加えて、対象者は、本取引の実施に向けた検討を開始して以降、本取引に関する検討並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置しているとのことです。当該プロジェクトチームは、公開買付関連当事者から独立性の認められる、対象者の取締役である清水茂代司氏及び対象者従業員5名のみで構成され、2025年2月4日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。 また、かかる取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員の範囲及びその責務(対象者の株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成など高い独立性が求められる職務を含みます。)は西村あさひ法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。 ⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付け価格の公正性を担保することを企図しております。 また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。
--	--

- (注) デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、対象者株式の株式価値の算定に重大な影響を及ぼす可能性のある事実でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の本事業計画に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの算定は、2025年2月3日までの上記情報を反映したものであるとのことです。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの算定は、対象者取締役会が対象者株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	25,034,226(株)	11,567,000(株)	—(株)
合計	25,034,226(株)	11,567,000(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,567,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,567,000株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数(25,034,226株)を記載しております。なお、当該最大数は、本基準株式数(40,401,666株)から、本不応募合意株式の数(15,367,440株)を控除した株式数です。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	250,342
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月5日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月5日現在)(個)(g)	153,674
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)	403,796
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	61.96
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)(\%)$	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(25,034,226株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月5日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(ただし、本不応募合意株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月5日現在)(個)(g)」(ただし、本不応募合意株式に係る議決権の数(153,674個)は除きます。)を分子に加算しておりません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年12月20日に提出した第47期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(40,401,666株)に係る議決権数(404,016個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

三菱UFJ eスマート証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合にはその常任代理人)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募してください。なお、応募の際には法人の方はご印鑑をご用意ください。

復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社による応募の受付は、同社のホームページ(<https://kabu.com/>)の「株式公開買付(TOB)」(<https://kabu.com/item/tob/>)に記載する方法によりログイン後画面を通じ必要事項を入力することで完了いたします。

- ③ 公開買付代理人又は復代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人又は復代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類(注1)が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人又は復代理人にお尋ねください。

- ④ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。))に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。))は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

- ⑤ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

- ⑥ 応募の受付に際し、公開買付代理人又は復代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

- ⑧ 外国人株主等の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募してください。また、本人確認書類(注1)が必要になります。なお、復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社では、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

(注1) 本人確認書類について

<個人>

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

A	B	C
個人番号カード(両面) (表面が住所等確認書類になります。)	(個人番号)通知カード (現在の住所・氏名の記載がある場合のみ利用可) + 住所等確認書類 (下記アの中から1種類、又はイ及びウの中から2種類ご提出ください。)	住民票の写し、又は住民票記載事項証明書(個人番号の記載のあるもの) ※1 + 住所等確認書類 (下記ア又はイの中から1種類ご提出ください。)

[住所等確認書類]

ア	・運転免許証、又は運転経歴証明書 ・旅券(パスポート)※2 ・住民基本台帳カード(写真付きのもの) ・療育手帳 ・身体障害者手帳 ・在留カード、又は特別永住者証明書※3
イ	・各種健康保険証(現住所の記載のあるもの) ・国民年金手帳 ・母子健康手帳
ウ	・印鑑登録証明書※1 ・住民票の写し、又は住民票記載事項証明書※1

※1は、6ヶ月以内に作成されたものに限りします。

※2は、2020年2月4日以降に申請したパスポートは「住所」の記入欄が削除されたため、本人確認書類として利用できません。

※3は、日本以外の国籍の方は在留期間等を確認させていただくため、上記書類いずれの選択(A～C)にかかわらず「在留カード」又は「特別永住者証明書」をあわせてご提出ください。

<法人>

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A. 法人番号確認書類	・法人番号指定通知書 ・法人番号印刷書類※
B. 法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書(登記簿謄本、抄本等)※ ・官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業の内容を確認できるもの)
C. お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カードの表面、又は前記<個人>の住所等確認書類アの中から1種類 ・前記<個人>の住所等確認書類イの中から2種類、又はイ・ウの中から各1種類(計2種類) ・前記<個人>の住所等確認書類イ・ウの中から1種類(注) (注) 「転送不要の書留等郵便物」をご送付いたしますので、そのお受け取りをもってご本人確認手続完了となります。 お取引の開始はご本人確認手続終了後となりますので、あらかじめご了承ください。

※は、6ヶ月以内に作成されたものに限りします。

<外国人株主等>

外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、「日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの」をご提出ください。

(注2) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<https://kabu.com/>)の「株式公開買付(TOB)」(<https://kabu.com/item/tob/>)に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の16時00分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
(その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
三菱UFJ eスマート証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	52,571,874,600
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	150,000,000
その他(円)(c)	10,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	52,731,874,600

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(25,034,226株)に、本公開買付価格(2,100円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入(注) (1) タームローンA 借入期間:8年(分割弁済) 金利 :全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 :対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間:8年(期限一括弁済) 金利 :全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 :対象者株式等 (3)ブリッジローン 借入期間:1年(期限一括弁済) 金利 :三菱UFJ銀行が公表する短期プライムレート 担保 :対象者株式等	(1) タームローンA 22,070,000 (2) タームローンB 22,070,000 (3)ブリッジローン 11,500,000
計(b)				55,640,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、55,640,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年2月4日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定であり、本書提出日現在において、その充足が困難と考えられるものはございません。上記金額には、本取引に要する資金及び本取引に付随する諸経費に充てることができる資金が含まれています。

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

55,640,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
三菱UFJ eスマート証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

(2) 【決済の開始日】

2025年3月28日(金曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,567,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,567,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年月	事項
2024年12月	商号を株式会社フォーサイトとし、資本金を500,000円とする株式会社として設立。本書提出日現在の本店所在地は名古屋市中区新栄二丁目2番7号。

(注) 2025年2月2日現在の公開買付者の所在地は東京都千代田区であるところ、2025年2月3日付で名古屋市中区新栄二丁目2番7号に本店を移転しており、本書提出日現在、当該所在地の変更について登記申請手続中です。

② 【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 株式保有による事業活動の支配管理
2. 前各号に付帯関連する一切の事業

(事業の内容)

公開買付者は、対象者株式の取得及び保有を主たる事業内容としております。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年2月5日現在

資本金の額	発行済株式の総数
500,000円	1,000株

④ 【大株主】

2025年2月5日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社夢現	名古屋市中区新栄二丁目2番7号	1,000	100.00
計	—	1,000	100.00

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年2月5日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	—	横山 博一	1950年2月2日生	1968年4月 株式会社橘製作所入社 1971年5月 株式会社中経入社 1979年6月 株式会社プロジェクトエイト(現対象者)設立 同社代表取締役社長 1991年2月 株式会社プロトクリエイティブ(現対象者)設立 同社代表取締役社長 1996年11月 株式会社ギガ(現対象者)設立 同社代表取締役社長 2002年10月 株式会社リペアテック出版(現株式会社プロトリオス) 代表取締役会長 2003年4月 対象者代表取締役会長 2003年4月 株式会社プロトクリエイティブ(現対象者) 代表取締役 2003年4月 株式会社プロトール(現対象者) 代表取締役 2005年9月 株式会社リペアテック(現株式会社プロトリオス) 代表取締役会長 2007年4月 株式会社プロトデータセンター(現株式会社プロトソリューション) 代表取締役会長 2009年1月 株式会社グーオート(現株式会社グーネットエクスチェンジ) 2009年10月 株式会社システムワン(現株式会社プロトリオス) 代表取締役会長 2020年4月 株式会社オートウェイ 代表取締役会長	0
計					0

(注) 公開買付者は、可児俊丈氏を設立時取締役として設立された会社ですが、その後2025年2月3日付で、可児俊丈氏から取締役の辞任届の提出を受け、横山博一氏が公開買付者の代表取締役に就任しており、本書提出日現在、当該代表取締役の変更について登記申請手続中です。

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2024年12月25日に設立された株式会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておられません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	153,674(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	153,674	—	—
所有株券等の合計数	153,674	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2025年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	153,674(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	153,674	—	—
所有株券等の合計数	153,674	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(2025年2月5日現在)

氏名又は名称	株式会社夢現
住所又は所在地	名古屋市中区新栄二丁目2番7号
職業又は事業の内容	不動産の賃貸・売買・管理、及び、互助会の管理に関する事業
連絡先	連絡者 TMI 総合法律事務所 弁護士 齊藤 拓史／同 郭 宗澁／同 植田 公樹 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 電話番号 03-6438-5511
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

氏名又は名称	横山 博一
住所又は所在地	名古屋市中区新栄二丁目2番7号(株式会社夢現所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 代表取締役 対象者 代表取締役会長
連絡先	連絡者 TMI 総合法律事務所 弁護士 齊藤 拓史／同 郭 宗澁／同 植田 公樹 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 電話番号 03-6438-5511
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	横山 宗久
住所又は所在地	名古屋市中区新栄二丁目2番7号(株式会社夢現所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 取締役 対象者 専務取締役
連絡先	連絡者 TMI 総合法律事務所 弁護士 齊藤 拓史/同 郭 宗澁/同 植田 公樹 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 電話番号 03-6438-5511
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	横山 順弘
住所又は所在地	名古屋市中区新栄二丁目2番7号(株式会社夢現所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 取締役 株式会社夢現 代表取締役
連絡先	連絡者 TMI 総合法律事務所 弁護士 齊藤 拓史/同 郭 宗澁/同 植田 公樹 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 電話番号 03-6438-5511
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員

② 【所有株券等の数】

株式会社夢現

(2025年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	136,144(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	136,144	—	—
所有株券等の合計数	136,144	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

横山 博一

(2025年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	9,020(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	9,020	—	—
所有株券等の合計数	9,020	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

横山 宗久

(2025年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5,379(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	5,379	—	—
所有株券等の合計数	5,379	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

横山 順弘

(2025年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	3,130(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	3,130	—	—
所有株券等の合計数	3,130	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、本応募合意株主それぞれとの間で、2025年2月4日付で、本不応募合意株式(合計：15,367,440株、所有割合：38.04%)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております

これらの契約の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

該当事項はありません。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年2月4日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのこと。

なお、これら対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、横山博一氏及び横山宗久氏それぞれとの間で、2025年2月4日付で本不応募契約を締結しております。本不応募契約の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
月別	2024年8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2月(注1)
最高株価	1,477	1,519	1,581	1,465	1,348	1,299	1,302
最低株価	1,230	1,370	1,377	1,319	1,256	1,209	1,205

(注1) 2025年2月については、同月4日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数(単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第45期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月30日 東海財務局長に提出

事業年度 第46期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月28日 東海財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第47期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年12月20日 東海財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

(有価証券報告書の訂正報告書)

訂正報告書(上記①の第45期 有価証券報告書の訂正報告書)を2024年12月20日に東海財務局長に提出

訂正報告書(上記①の第46期 有価証券報告書の訂正報告書)を2024年12月20日に東海財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社プロトコーポレーション

(名古屋市中区葵一丁目23番14号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年2月4日付で「2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく対象者第3四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の期中レビューを受けていないとのことです。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

(i) 損益の状況(連結)

(単位:百万円)

会計期間	2025年3月期 (第3四半期連結累計期間)
売上高	91,235
営業利益	6,829
経常利益	6,966
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,236

(ii) 1株当たりの状況(連結)

(単位:円)

会計期間	2025年3月期 (第3四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	105.14
1株当たり配当額	—

(2) 「2025年3月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年2月4日付で公表した「2025年3月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年2月4日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025年3月期の配当予想を修正し、2025年3月期の剰余金の配当(期末配当)を行わないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が同日に公表した「2025年3月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」をご参照ください。